



各 位

平成20年5月23日

会 社 名 福留ハム株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中島 修治
 (コード番号 2291 東証2部)
 問合せ先 経理部長 明石 嘉典
 (TEL 082-278-6161)

(訂正)「平成20年3月期 決算短信」の一部訂正について

平成20年5月15日に発表いたしました「平成20年3月期 決算短信」の記載内容に、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1ページ

(訂正前)

3. 21年3月期の連結業績予想 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期連結累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期 連結累計期間	16,000	0.5	210	-	200	-	80	-	<u>4.12</u>
通 期	32,200	0.3	400	127.2	360	145.9	130	-	7.65

(訂正後)

3. 21年3月期の連結業績予想 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期連結累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期 連結累計期間	16,000	0.5	210	-	200	-	80	-	<u>4.71</u>
通 期	32,200	0.3	400	127.2	360	145.9	130	-	7.65

4. 会計処理基準に関する事項

(3)重要な引当金の計上基準

- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度負担額13,050千円を「販売費及び一般管理費」に計上し、過年度負担額184,825千円については「特別損失」に計上しております。

この結果、従来の方法と比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ13,050千円減少し、税金等調整前当期純損失は197,875千円増加しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(3)重要な引当金の計上基準

- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度負担額13,765千円を「販売費及び一般管理費」に計上し、過年度負担額184,825千円については「特別損失」に計上しております。

この結果、従来の方法と比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ13,765千円減少し、税金等調整前当期純損失は198,590千円増加しております。

(4) 重要な会計方針

3. 重要な引当金の計上基準

- ④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更に伴い、当事業年度負担額13,050千円を「販売費及び一般管理費」に計上し、過年度負担額184,825千円については「特別損失」に計上しております。

この結果、従来の方と比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ13,050千円減少し、税引前当期純損失は197,875千円増加しております。

(4) 重要な会計方針

3. 重要な引当金の計上基準

- ④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更に伴い、当事業年度負担額13,765千円を「販売費及び一般管理費」に計上し、過年度負担額184,825千円については「特別損失」に計上しております。

この結果、従来の方と比べ、営業利益及び経常利益はそれぞれ13,765千円減少し、税引前当期純損失は198,590千円増加しております。